



熊本県公報

号外 第44号
令和8年(2026年)
8月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

○特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置……………（県政情報文書課） 1

告 示

熊本県告示第625号の2

熊本県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和2年熊本県条例第38号）第2条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる特定権利利益に係る満了日を同表の中欄に定める者を対象に同表の右欄に定める日まで延長するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年（2026年）8月31日

熊本県知事 木 村 敬

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第5条又は第6条第4項の規定による広告物の表示又は提出物件の設置の許可	令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内に住所若しくは主たる事務所を有する者又は当該区域内に広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置している者	令和9年（2027年）1月27日
熊本県屋外広告物条例第21条第1項又は第3項の規定による屋外広告業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和9年（2027年）1月27日
熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第2条第1項又は第3項の規定による浄化槽保守点検業者の登録又は更新の登録	災害救助法適用区域内に営業所を有する者	令和9年（2027年）1月27日